

定 款

公益社団法人 富山県畜産振興協会

公益社団法人富山県畜産振興協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県畜産振興協会（以下、「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体に対し、経営・運営の指導及び家畜の飼養管理指導、肉用子牛生産者補給金の交付等価格安定対策並びに家畜の保健衛生に関する技術指導等を行い、もって県内畜産業の振興と県民の食生活の安定・改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産に関する生産振興及び経営技術の改善指導に関する事業
- (2) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく生産者補給金の交付に関する事業及びこれに付帯する事業。
- (3) 畜産経営の安定のため肥育牛及び肥育豚に係る生産者積立金の積立及び補填金の交付に関する事業
- (4) 家畜伝染性疾病的の予防措置及び衛生指導に関する事業
- (5) 家畜伝染病的の発生時における損失補填に関する事業
- (6) 家畜の改良増殖及び家畜登録に関する事業
- (7) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
- (8) 畜産物の生産から消費に係る総合的な指導に関する事業
- (9) 畜産の啓発及び情報提供に関する事業
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理

事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を会費として納入しなければならない。ただし、総会で特に認めるものについては、この限りではない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費を2年以上納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に負担した経費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開

催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 19 条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について法令で定めるところにより書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、議決権を行使するものは、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 21 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以内 (ただし、1 名を外部理事とする。)
- (2) 監事 2 名以内 (ただし、1 名を外部監事とする。)

2 理事のうち、1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長を法人法上に定める代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

ただし、理事及び監事のうち 1 名以上は正会員の役職員以外の者を、外部理事、外部監事として選任することができる。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会での決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 協会の目的である事業を行うために不可欠な財産を、協会の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

（解散）

第40条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局及び職員

（事務局の設置等）

第43条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。ただし事務局長の任免は理事会の承認を必要とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長は、穴田甚朗とする。
- 4 この定款の変更は、令和3年6月25日から施行する。
- 5 この定款の変更は、令和7年6月27日から施行する。